

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

志木市水道事業より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	指定番号
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)	指定第1号～指定第24号
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)	指定第25号～指定第78号
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)	指定第79号～指定第125号
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)	指定第127号～指定第181号
H25.4.1～R2.3.31	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)	指定第183号～指定第248号

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、手続案内を郵送いたします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、
適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎その他志木市が別途確認する事項
・左の◎のとおり

※指定更新手数料
・1件につき、10,000円(非課税)
志木市水道事業給水条例
26条の規定

◇更新申請についてのお問い合わせは
志木市上下水道部 水道施設課 TEL:048-473-1138